

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで
国民年金保険料は、毎月忘れないように銀行で納付しており、申立期間についても、間違いなく納付したので、年金記録が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、「喪失申出 昭和 59 年 3 月 10 日」と記載されている上、オンライン記録、特殊台帳の記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録いずれにおいても、昭和 59 年 3 月 10 日の国民年金被保険者資格喪失の記録後、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得に係る記録は無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 49 年 9 月まで

私の母が、「他家へ嫁に行くのだから、年金もかけていないではいけない。」と言うので、家族のうち私だけは国民年金に加入し、国民年金保険料を町内の集金人（組長）に納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月に、申立人の母親又は自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に数箇月おきに納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は 49 年 8 月以降に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳にも手帳発行日として 49 年 9 月 20 日と記載されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親又は自身が申立人の国民年金保険料を隣保組合の組長である集金人に納付していたと主張しているが、申立人の母親及び集金人は既に死亡しており、申立人も申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の記憶はあいまいであり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 1 月から 20 年 8 月末まで A 社 B 事業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人が作成したメモには、「S17. 1 A 社 B 事業所入社、S20. 8 A 退社」と記載があり、また、申立期間当時、A 社 C 事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚 9 人のうち B 事業所に勤務していたとする同僚一人は、「当時、B 事業所は、A 社 C 事業所に属する一部署で、同社 C 事業所と同じ敷地内にあった。」と証言しており、当該同僚に A 社 C 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があることを考慮すれば、申立人が申立期間に当該事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、上記同僚 9 人に照会し、7 人から回答を得たが、いずれも申立人に関する記憶が無く、申立期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社 C 事業所は、水害により当時の関連資料が無いと回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務の事実や厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 5 日から 13 年 10 月 9 日まで
: ② 平成 13 年 10 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
: ③ 平成 13 年 11 月 5 日から 14 年 10 月 16 日まで
: ④ 平成 14 年 12 月 2 日から 16 年 12 月 1 日まで

私は、平成 11 年 4 月 5 日から 13 年 10 月 9 日までは A 社 B 事業所に、13 年 10 月 10 日から同年 11 月 1 日までは C 社に、13 年 11 月 5 日から 14 年 10 月 16 日までは D 社に、14 年 12 月 2 日から 16 年 12 月 1 日までは E 社に勤務したが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、A 社 B 事業所は、昭和 51 年 12 月 1 日から昭和 61 年 2 月 16 日までは厚生年金保険の適用事業所であるが、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は A 社 B 事業所の代表者及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態や保険料控除等に係る証言を得ることができない。

申立期間②について、オンライン記録において、C 社が厚生年金保険の適用事業所である事実を確認することはできない上、申立人は同社の代表者及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態や保険料控除等に係る証言を得ることができない。

また、申立人は、C 社で勤務を開始したとき、既に 65 歳を超えており、新たに厚生年金保険に加入することができない。

申立期間③について、オンライン記録において、D 社が厚生年金保険の適用事業所である事実を確認することはできない上、申立人は同社の代表者及

び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態や保険料控除等に係る証言を得ることができない。

また、申立期間③のうち平成13年11月5日から14年3月31日までの期間については、申立人は、既に65歳を超えており、新たに厚生年金保険に加入することができない。

申立期間④について、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所である事実を確認することはできない上、同社は申立人について、同社から業務委託を受け営業を行っていた旨を回答していることから、同社に勤務していなかったことがうかがえる。

すべての申立期間について雇用保険の加入記録を確認することができない上、申立人は、平成11年4月1日から16年12月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。